

子どもの未来を輝かせる ための子育て支援

2018年7月13日

神奈川県立保健福祉大学

新保幸男

1. 2047年時点での地域社会の予想 (児童福祉法制定100年目)

- (1) 人工知能ロボット・車が普及している
- (2) iPS細胞技術を基盤とした再生医療や創薬が普及している
- (3) 家族形態の多様化 (ステップファミリーや養子縁組など) が進んでいる
- (4) 高齢社会という人口バランス

2. 2016年児童福祉法改正と「最善の利益」

「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」(児童福祉法第2条第1項)

「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」(児童の権利に関する条約第3条第1項)

3. 何年先を意識して「最善の利益」を判断しているか

→ 0歳児については、6年が中央値、平均は8.8年

(4分位については、

最小値は0、第1が3年、第3が15年、最大値は100年)

→ 14歳児については、5年が中央値、平均は6.7年

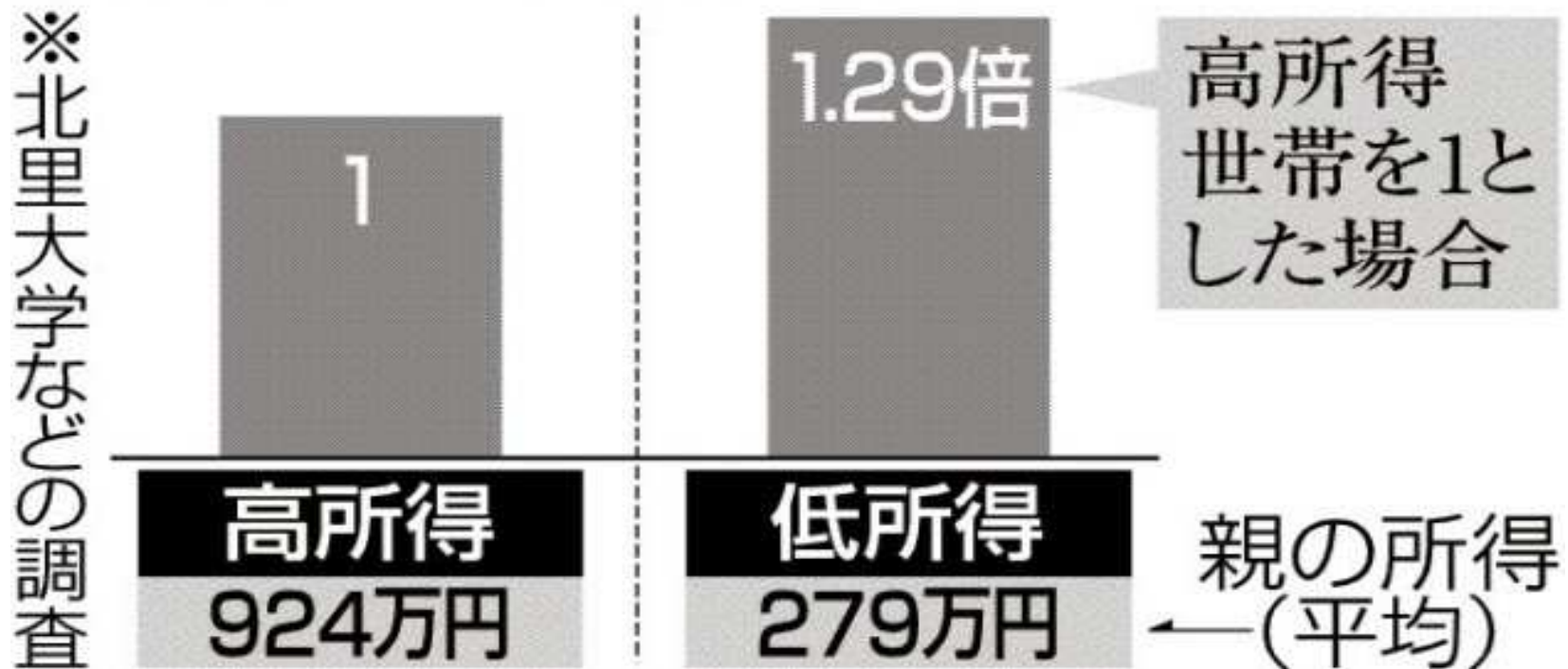
(4分位については、

最小値は0、第1が4年、第3が6年、最大値は100年)

新保らによる全国調査(厚生労働科学研究『社会的養護における人材育成等の課題に対する研究』2018年3月調査)。分析対象は乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設で働いている専門職5千人。

4. 所得と発育不全

発育不全の乳児の割合 [2001年生まれ]



調査に当たった北里大学医学部の可知悠子講師(公衆衛生学)は「将来の学力や収入の格差につながらないように、出生直後から切れ目のない支援が必要だ」と指摘している。(日本経済新聞、2018年6月25日)

5. 「貧困の第2世代」

①「貧困の第1世代」。子の成長のどこかの時期で家族収入が減る。学びや生活のための心身の基礎は築かれているが、進学に必要な学費を用意できない。

②「貧困の第2世代」（及び第3世代以降）。生まれた直後から食が充足されにくいので、学びや生活のための心身の基礎が築かれにくい。このため、学びや生活に支障をきたす。

③「貧困の第1世代」には「奨学金」が有効。しかし、「貧困の第2世代以降」には、「食」「住」「相談支援」を確保することがその前提条件として必要。

6. 貧困の世代間連鎖



7. 子どもの貧困をめぐる認識の推移

- (1) 感情としての親への「怠惰観」
- (2) 経済変動との関係での「絶対的貧困」の発見
- (3) 「経済的支援」(生活保護)の必要性認識
- (4) 「相対的貧困」の発見
- (5) 「就労支援」の必要性
- (6) 「奨学金(中等教育・高等教育)」の必要性
- (7) 「初等教育」「就学前の生活」の重要性
- (8) 「食」の重要性の再認識
- (9) 「出産前後の時期」の重要性認識

8. 「産前産後母子ホーム(仮称)」 新たな社会的養育の在り方に関する検討会 (2017) 『新しい社会的養育ビジョン』 15頁

特定妊婦のニーズを考えると、特別な事情がない限り、小規模で、妊産婦の生活圏内において設けられる産前産後母子ホーム等の施設を創設すべきである。また、安全な出産、出産後の子どもの成長や発達¹の保障といった観点から、婦人相談所のみならず児童相談所や市区町村も施設への措置を行う主体として位置付けるべきである。

9. 今、取り組むべきと考えること

- (1) 「子ども食堂」や「フードバンク」や「学習支援」などの運営を安定させる。
- (2) 「子ども・子育て支援」「生活困窮者自立支援」「社会福祉法人による社会貢献」などを活用した支援の充実
- (3) 不安定な妊娠・出産をする女性への支援を充実する。
妊娠～出産後の期間、将来について具体的に考えるための支援を受けられるようにする。そのためには、経済的支援、精神的支援、住居確保が必要である。
- (4) 「子どもの未来を輝かせる」という強い意志を持った取り組みに賛同していただける方々を増やす。